

## 会 議 結 果 概 要

会 議 の 名 称	第1回古河市高齢者福祉計画策定委員会及び 令和5年度第1回古河市介護保険運営協議会
開 催 日 時	令和5年7月24日（月）午後2時～午後3時30分
開 催 場 所	古河市総和福祉センター「健康の駅」2階 視聴覚室1・2
出 席 者	<p>（委 員）長谷川委員長、岩下副委員長、橋本委員、望月委員、宗像委員、山口委員、佐藤委員、小柳委員、並木委員、上野委員、渡邊委員、初見委員、鈴木委員、印出委員、若松委員、森本委員、坂本委員</p> <p>（事務局）安田福祉部長、吉崎福祉副部長兼高齢介護課長、大谷副参事、蒔田課長補佐、影山課長補佐、岡安係長、菅谷係長、中野係長、船橋係長、大浦係長、海老沼係長、山中主幹</p> <p>（受託業者）株式会社ぎょうせい 3名 若松研究員、國廣氏、中山氏</p>
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者福祉計画策定委員委嘱状交付</li> <li>2 高齢者福祉計画策定委員会正副委員長選出</li> <li>3 古河市高齢者福祉計画策定・第9期介護保険事業計画策定の諮問について</li> <li>4 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）古河市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について</li> <li>（2）古河市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定の概要について</li> </ol> </li> </ol>
審 議 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者福祉計画策定委員委嘱状交付             <ul style="list-style-type: none"> <li>・古河市介護保険運営協議会委員に古河市高齢者福祉計画策定委員を委嘱、針谷市長より委嘱状の交付を行う。</li> </ul> </li> <li>2 高齢者福祉計画策定委員会正副委員長選出             <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長：長谷川委員、副委員長：岩下委員</li> </ul> </li> <li>3 古河市高齢者福祉計画策定・第9期介護保険事業計画策定の諮問について             <ul style="list-style-type: none"> <li>・古河市長より委員長へ諮問書を渡す。</li> </ul> </li> <li>4 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）古河市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の名称、期間、策定のための組織体制、スケジュールについて説明する。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>【質疑及び意見】</b></p> <p>○委員の選出方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・充て職としての選任は今後はやめていただきたい。代表者が3名も出ている団体があるが、本来は1人でよいと思うこと、充て職は既に時代遅れなので、本当に興味、関心がある方を選任していただきたいこと、偏った年齢層とするのではなく、各年代から選出したほうが意見</li> </ul> </li> </ol>

の幅が広がると思うこと、委員の男女比を全国の男女比と合わせて女性委員を6割程度にすること、これらについて、今後は筋の通った選出方法を検討していただきたい。

⇒今後、検討していく。

(2) 古河市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定の概要について

・計画の概要について説明する。

**【質疑及び意見】**

○介護人材確保及び介護現場の生産性向上について

・国の「第9期介護保険事業計画の見直しのポイント(案)」における、「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上」について、“都道府県主導の下で”とあるが、古河市の計画であっても県の主導で策定されるか。

⇒その通り。これは国の基本指針に関係する部分であるが、“都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進する”となっており、国の基本指針に基づいて県が取り組み、さらに県と連携して古河市が取り組むものとなる。

○本計画における委員の位置づけについて

・「第9期計画と個別計画等との関係性」や「第9期計画の策定体制」において、委員の位置づけが分からない。

国の基本指針や県の方針に則った計画策定をするのであれば、最終的に協議される古河市議会で検討していただければいいと思う。委員は、サービスを受けている市民やサービスを提供する事業者の現状や抱えている悩みを把握し、それに基づいた計画内容を協議していくものだと思っているが、委員が何をどうするべきなのか明確ではないと感じる。

また、SDGsについて、古河市としてどうするものなのかについて協議するためには資料が十分ではないと思う。

⇒本委員会は、被保険者の方をはじめサービスを提供する事業者の方など、より介護保険に身近な方々で委員編成されている。これらの委員の方々からの貴重なご意見を計画書に反映したいと考えている。また、市民からのニーズや困りごとについては、昨年度実施した市民アンケート調査で意見を聴取しており、その結果についても計画に反映していきたい。

SDGsの資料について、必要であれば古河市総合計画書を必要資料としてご提供したいと考えている。

・課題のまとめについて説明する。

**【質疑及び意見】**

⇒なし

- ・計画の基本的な方向性について説明する。

**【質疑及び意見】**

○実用的な計画について

- ・立派な計画を策定しても、サービスを利用したい方や支援が必要な方へ迅速な対応を妨げるものとなり、取組を進めていくにも時間がかかってしまう。

サービス利用の申請受付から実施されるまでに、細かな事務的手続きの問題で時間がどんどん過ぎていってしまう。

実際に利用できる計画書となるためにどのようにしていけばいいのかを庁内検討委員会で検討していただきたい。特にスピード感が重要である。

縦割りの法律、条令、規則、通知、省令などをすべて読み込まないと分からないような計画を打破するにはどうすべきなのか。

⇒皆様が望むスピード感にはなっていないかもしれないが、できる限りのことを実行している。申請については、デジタル担当課で対応しているところである。

○市役所の窓口について

- ・古河市役所の窓口は、古河、総和、三和にあり、手続きによって赴く庁舎が異なる。福祉は、困っている方々のためのものなので、利用しやすい体制づくりをお願いしたい

⇒古河市の場合は合併後5つの庁舎で行政運営を行っている。様々な事務手続きをすべての庁舎でできるよう進めているところであるが、相談業務などは職員の問題や内容などにより、特定の庁舎の利用に限られてしまうことがある。

他部署になるが窓口の改善にも取り組んでいる。

○事務手続きに関するスピード感について

- ・介護保険を役所の窓口で申請すると、市役所から認定調査員が調査に伺う一方で、主治医が主治医意見書を提出することになる。認定調査結果と主治医意見書が揃うと、今度は介護認定審査会が開かれ、要介護度が確定する。その後、ケアマネジャー（介護支援専門員）に依頼してケアプランを作成し、初めてサービスが利用できるようになるが、この期間に1か月程度かかる。

介護保険制度ができる以前では、老人福祉法、老人保健法などを根拠法として書類作成などはほとんどなかった。今後は、もう少し簡素化する必要があると思うので、市役所にも要望させていただきたい。

	<p>⇒市としてもできる限り速やかに対応できるよう努めてまいりたい。</p> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の策定委員会について</li> </ul> <p>10月16日を予定。内容については、第8期計画の分析を始め、主に計画書の素案の検討となる。</p>
問 合 せ 先 (事務局)	古河市役所 福祉部 高齢介護課 TEL0280-92-4921
備 考	